「代理店の設置等に関する基本要領」中一部改正

- 5. (1)を横線のとおり改める。
 - (1) 代理店、歳入代理店、歳入復代理店もしくは歳入復々代理店の事務の取扱いを希望する金融機関、歳入金等の受入れの事務を復託することを希望する金融機関または歳入復代理店が行っている歳入金等の受入れの事務をさらに復託することを希望する金融機関が次の条件を満たす場合には、当該金融機関の経営の内容に問題がないものと判断する。
 - イ、当該金融機関がすでに初回の決算(中間決算を含む。以下イ、において同じ。)を行っている場合は、直前の決算期末において、次の<u>(イ)から(ハ)まで各号</u>に掲げる場合に応じ、<u>それぞれ</u>当該各号に定める基準を満たすこと。

ただし、当該金融機関の経営の内容(直前の決算期末以降の状況変化を含む。)に照らして、次の各号に定める自己資本比率の維持が困難と認められる事情があるとき、または流動性リスク管理が適切でないとみられる等その他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、基準を満たすものとして取扱わない。

(イ) 株式会社商工組合中央金庫および外国銀行を除く金融機関

a. 自己資本の充実

- (a) 当該金融機関に適用される法令に基づいて算出された連結および単体自己資本比率が、国際統一基準の適用を受ける先については普通株式等Tier1比率4.5%以上、Tier1比率6%以上および総自己資本比率8%以上、国内基準の適用を受ける先については4%以上であること。また、法令により資本バッファー規制が適用される場合には、資本バッファー比率が、法令により定められた水準を満たすこと。
- (b) これに加えて、当該金融機関の親を子会社がとする銀行持株会社でがある場合にときは、当該銀行持株会社に適用される法令に基づいて算出された連結自己資本比率が、国際統一基準の適用を受ける先については普通株式等Tier1比率4.5%以上、Tier1比率6%以上および総自己資本比率8%以上、国内基準の適用を受ける先については4%以上であること。また、法令により資本バッファー規制が適用される場合には、資本バッファー比率が、法令により定められた水準を満たすこと。
- (c) (a) および (b) において、資本バッファー比率が法令によ

- り定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満た すよう着実に改善すると認められるときは、(a)または(b) に定める資本バッファーの要件を満たすものとみなす。
- (d b) 国際統一基準または国内基準の何れの適用も受けない先については、業務の内容等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であると認められること。
- (e) 当該金融機関の経営の内容(直前の決算期末以降の状況変化を 含む。)に照らして、(a) から(d) までに定める自己資本に 関する基準の維持が困難と認められるなど、信用力に問題がある と認められる特段の事情がないこと。

b. 流動性に係る健全性

- (a) 当該金融機関につき、流動性リスク管理が適切でないと認められる特段の事情がないこと。
- (b) 法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合には、 流動性カバレッジ比率が、法令により定められた水準を満たすこ と。
- (c) 当該金融機関の親会社が銀行持株会社であって、当該銀行持株会社につき、法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合には、当該銀行持株会社に関する流動性カバレッジ比率が、 法令により定められた水準を満たすこと。
- (d) (b) および (c) において、流動性カバレッジ比率が法令に より定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満 たすよう着実に改善すると認められるときは、(b) または (c) に定める要件を満たすものとみなす。

(口) 株式会社商工組合中央金庫

a. 自己資本の充実

- (a) 同庫が、同庫に適用される法令に基づいて算出される連結および単体自己資本比率について、普通株式等Tier1比率4.5%以上、Tier1比率6%以上および総自己資本比率8%以上を目標とし、自己資本の充実に努めていること。
- (b) 同庫が、同庫に適用される法令に基づいて算出される資本バッファー比率について、同法令で定められる水準以上を目標とし、自己資本の充実に努めていること。
- (c) 同庫の経営の内容(直前の決算期末以降の状況変化を含む。)

<u>に照らして、(a) または(b) に定める自己資本に関する基準</u> の維持が困難と認められるなど、信用力に問題があると認められ る特段の事情がないこと。

b. 流動性に係る健全性

- (a) 同庫が、同庫に適用される法令に基づいて算出される流動性力 バレッジ比率について、同法令で定められる水準以上を目標とし、 流動性に係る健全性の確保に努めていること。
- (b) 同庫につき、流動性リスク管理が適切でないと認められる特段 の事情がないこと。

(ハ) 外国銀行

a. 自己資本の充実

- (a) その母国において「バーゼル III:より強靭な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」(2010年12月バーゼル銀行監督委員会)に基づき定められた規制の適用を受ける先については、当該規制により算出された自己資本比率が、普通株式等Tier1比率4.5%以上、Tier1比率6%以上および総自己資本比率8%以上であること。また、母国の法令により資本バッファー規制が適用される場合には、資本バッファー比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと。
- (b) (a) において、資本バッファー比率が母国の法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(a) に定める資本バッファーの要件を満たすものとみなす。

(cb)...略(不変)

- <u>(de)</u> <u>・上記 (a)</u> <u>・</u>または <u>(cb)</u> <u>・</u>の規制の適用を受けない先については、銀行法に準じて算出される当該外国銀行にかかる自己資本比率が、普通株式等 T i e r 1 比率 6 %以上および総自己資本比率 8 %以上であること。 <u>また、銀行法に準じて算出される資本バッファー比率が、銀行法により定められた水準を満たすこと。</u>
- (e) (d) において、資本バッファー比率が銀行法により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(d) に定める資本バッファーの要件を満たすものとみなす。
- (f) 当該金融機関の経営の内容(直前の決算期末以降の状況変化を

含む。) に照らして、(a) から(e) までに定める自己資本に 関する基準の維持が困難と認められるなど、信用力に問題がある と認められる特段の事情がないこと。

b. 流動性に係る健全性

<u>流動性リスク管理が適切でないと認められる特段の事情がないこと。</u>

ロ、当該金融機関が初回の決算(中間決算を含む。)を行っていない場合は、次の(イ)および(ロ)各号に掲げる場合に応じ、<u>それぞれ</u>当該各号に定める基準を満たすこと。

ただし、当該金融機関がこの基準を満たしている場合であっても、当該見込み計数が確実でないと認められるとき、または流動性リスク管理が適切でないとみられる等その他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、基準を満たすものとして取扱わない。

(イ) 外国銀行を除く金融機関

a. 自己資本の充実

- (a) 国際統一基準の適用を受ける先または国内基準の適用を受ける 先については、当該先が提出する開業後3年間の決算(年度決算 に限る。)期末の連結および単体自己資本比率(当該先<u>の親を子</u> 会社がとする銀行持株会社でがある場合には、当該銀行持株会社 における連結自己資本比率を含む。)の見込み計数<u>および法令に</u> より資本バッファー規制が適用される場合における資本バッファ 一比率(当該先の親会社が銀行持株会社である場合には、当該銀 行持株会社に関する資本バッファー比率を含む。)の見込み計数 が、イ、(イ)a. の基準を満たすこと。
- (b) 一国際統一基準または国内基準の何れの適用も受けない先については、当該先が提出する業務内容等の見通しに照らして、開業後3年間の自己資本の充実の状況が適当であると見込まれること。
- (c) 当該見込み計数が確実でないと認められるなど、信用力に問題があると認められる特段の事情がないこと。

b. 流動性に係る健全性

- (a) 当該金融機関につき、流動性リスク管理が適切でないと認められる特段の事情がないこと。
- (b) 法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合には、 当該金融機関が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限る。)

期末の流動性カバレッジ比率(当該金融機関の親会社が銀行持株 会社である場合には、当該銀行持株会社に関する流動性カバレッ ジ比率を含む。)の見込み計数が、イ、(イ) b. の基準を満た すこと。

(口) 外国銀行

a. 自己資本の充実

- (a) 当該外国銀行が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限る。)期末の自己資本比率の見込み計数および資本バッファー比率(当該外国銀行がイ、(ハ)a.(c)に該当する場合を除く。)の見込み計数が、イ、(ハ)a.の基準を満たすこと。
- (b) 当該見込み計数が確実でないと認められるなど、信用力に問題があると認められる特段の事情がないこと。

b. 流動性に係る健全性

<u>流動性リスク管理が適切でないと認められる特段の事情がないこ</u> <u>と。</u>